

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

告 示

○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 11

告 示

北海道告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成30年11月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 稚内市宗谷岬53（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 雪崩の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）